広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月六日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県条例第三十六号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

第一条　広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第二条関係）

法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下この項において「法」という。）	法第五条の十三第一項の規定による管理計画の認定の申請に対する審査	管理計画認定申請手数料	一　長期修繕計画の数が一である場合　二九、六〇〇円（当該計画が法第五条の十四各号の基準（同条第四号のうち法第三条の二第二項第四号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に関するものを除く。）に適合することについて法第九十一条に規定するマンション管理適正化推進センターの確認（以下「事前確認」という。）を受けた場合にあっては、五、二〇〇円） 二　（略）
	法第五条の十六第一項の規定による管理計画の更新認定の申請に対する審査	（略）	（略）
	法第五条の十七第一項の規定による管理計画の変更認定の申請に対する審査	（略）	（略）

改正前

別表（第二条関係）

法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号。以下この項において「法」という。）	法第五条の三第一項の規定による管理計画の認定の申請に対する審査	管理計画認定申請手数料	一　長期修繕計画の数が一である場合　二九、六〇〇円（当該計画が法第五条の四各号の基準（同条第四号のうち法第三条の二第二項第四号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に関するものを除く。）に適合することについて法第九十一条に規定するマンション管理適正化推進センターの確認（以下「事前確認」という。）を受けた場合にあっては、五、二〇〇円） 二　（略）
	法第五条の六第一項の規定による管理計画の更新認定の申請に対する審査	（略）	（略）
	法第五条の七第一項の規定による管理計画の変更認定の申請に対する審査	（略）	（略）

第二条　広島県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第二条関係）

法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下この項において「法」という。）	法第十九条の十六第一項の規定による少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	一 （略） 二 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径一二〇ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項及び政党助成法（平成六年法律第五号。以下この項において「法」という。）の項において同じ。）に複写したもの 光ディスク一枚につき一〇〇円に少額領収書等の写し一枚ごとに一〇円を加えた額
	法第二十条の二第二項の規定による報告書、法第十四条第一項の規定による書面、法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書又は法第十九条の十四の二第四項の規定による確認書の写しの交付	（略）	（略）
計量法（以下この項において「法」という。）	（略）	（略）	（略）
政党助成法（平成六年法律第五号。以下この項に	法第三十二条第五項の規定による都道府県提出文書の写しの交付	支部報告書等の写しの交付手数料	一 複写機により用紙に複写したもの 用紙一枚につき一〇円 二 スキャナにより読み取っ

改正前

別表（第二条関係）

法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下この項において「法」という。）	法第十九条の十六第一項の規定による少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	一 （略） 二 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径一二〇ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下この項において同じ。）に複写したもの 光ディスク一枚につき一〇〇円に少額領収書等の写し一枚ごとに一〇円を加えた額
	法第二十条の二第二項の規定による報告書、法第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の写しの交付	（略）	（略）
計量法（以下この項において「法」という。）	（略）	（略）	（略）

おいて「法」という。）			てできた電磁的記録を光ディスクに複写したもの 光ディスク一枚につき一〇〇円に支部報告書等の写し一枚ごとに一〇円を加えた額				

附　則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定　老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）附則第一条第二号に規定する政令で定める日

二　第二条の規定　令和八年一月一日